

公開シンポジウムⅠ 教職の高度化における「理論と実践の往還」

近年、教員制度には、教職の高度化を進める政策の下、教員免許更新制、教職大学院制度、教員育成協議会による教員育成指標、教職科目コアカリキュラム設定など大きな変更が加えられてきた。それらは、平成18年、24年、27年と中央教育審議会の一連の答申において、学び続ける教員像の確立が規範とされ、その具現として制度化されたのであった。これらは、教員の養成と成長に関わって、コンテンツからコンピテンシーまでが含まれる、そして、大学、教育委員会、学校の今後に広範な影響を及ぼす大規模な制度変更であり、一連の動きは一つのステージに達したといえるだろう。その中心である学び続ける教員とは、「理論と実践の往還」が可能である資質能力を備えることと同義であると捉えることができる。さらに「理論と実践の往還」とは、戦後教員制度の原則の一つとなってきた「大学における養成」の具象に他ならない。

「理論と実践の往還」について、大学の在り方を再検討した場合、大学人は自分の専門だけを教え、それは学習者がいつか実践と結びつけるにちがいないと関知せずの姿勢を「予定調和」として批判的に捉える見方や、免許状授与数に比べ教職に就く者は極めて少ない(平成25年度の免許状授与件数は208,237、公立学校採用者は31,107人)という事実もある。理論といった場合に、異なる学問背景をもつ各教科をすべて教える小学校教員に対して有効な理論であるのか、という課題も残る。公教育の現場において直面する多岐にわたる複雑な教育課題に対し、理論と実践を往還させながら教員が乗り越えていくことができるか、そのための学部教育、大学院教育となっているか、その実をあげていくことが、第二ステージに求められていると考える。

本学会員を中心に、第一ステージとしての制度変更については、開放制の理念、国家統制、手続きの瑕疵といった点において疑義が呈されている。しかしながら、英米国では、教師効果研究が跋扈し、教員の資格や研修は不要との動きも顕著である。教員免許授与を規制の塊と批判するだけでは、規制緩和の先に控える、公費対象外という行政要請に対応することはできない。「理論と実践の往還」とは何か、何ができて、できてこなかったのか、そしてこれからどうすべきなのか、議論していきたい。

ご報告いただく四名は、大学人としての活動や研究者として拠って立つ学術理論体系において様々であり、「理論と実践の往還」の実際と課題について多面的に討議することを可能にさせていただけるものとする。

報告1 教科教育(理科)の立場から 田幡 憲一(宮城教育大学)

報告2 学校現場拠点校方式の教職大学院~カリキュラム研究の立場から 遠藤 貴広(福井大学)

報告3 教科教育を中心とした教職大学院~体育学研究の立場から 三輪 佳見(宮崎大学)

報告4 教師教育の立場から 岩田 康之(東京学芸大学)

司 会 遠藤 孝夫(岩手大学)

本図 愛実(宮城教育大学)